

令和2年度 第4回 川口市介護保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和2年11月26日（木） 午後2時から午後3時35分

2 開催場所

市役所 第一本庁舎8階 第3・4委員会室

3 出席者（委員総数14名、出席委員12名）

【出席委員】吉田会長、小寺副会長、石川委員、杉浦委員、畑中委員、梅田委員
高木委員、内田委員、榎本委員、櫻井委員、長谷部委員、山田委員

【事務局並びに関係職員】

福祉部長、介護保険課長、長寿支援課長

【事務局補助】

介護保険課職員、長寿支援課職員

4 議事及び次第

・開会

・会長挨拶

・議題

審議事項

（1）第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）について

（2）特別養護老人ホーム整備事業者の選定について

（3）地域密着型サービス整備事業者の選定について

その他

・副会長挨拶

・閉会

5 議事録署名人 畑中委員 榎本委員

6 傍聴人の数 1人

7 会議の概要

会長挨拶の後、事務局により、本日の委員出席者数について報告が行われ、条例に基づき会長が議長となり議事が進行された。

会長の指名により、今回の議事録署名人は、畑中委員、榎本委員となった。

本日の議題のうち、審議事項（2）及び（3）は非公開となった。

事務局による各議事の説明の後、次の質疑応答がなされた。

【質疑応答の概要】

「審議事項」

(1) 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子(案)について

資料1に基づき、事務局より説明が行われた。

委員 7ページの中段に「こうした状況の中で・・・地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、」とあるが、この表現だと初めて行うことのように捉えられるのではないか。地域包括ケアシステムの構築については、これまでも取り組んでいるため「一層の構築を図る」などにした方が良いと思う。

事務局 「地域包括ケアシステムの構築」の表現は以前からのものであるが、新しくという意味ではなく、今までもこれからも構築し続けていくということである。記載文言については検討する。

委員 10ページのPDCAサイクルの記載があるが、計画の進捗状況をどのように管理していくのかイメージがわからない。

事務局 7期計画でいうと「Plan=7期計画」「Do=これまで取り組んできたこと、現在取り組んでいること」「Check=自立支援、重度化防止に関する進捗管理の国への報告・インセンティブ交付金に係る指標の活用・本協議会での取り組みの報告等」「Action=8期計画の検討」といったことに当たると考えている。

委員 マネジメントサイクルはそういうものではなく、施策の中で、課題と取り組みを明記することにあたりと考えている。

事務局 課題については、31ページ以降に「7期の振り返り」で課題を記載している。27ページの「介護について感じている不安」といったアンケートから求められている課題などを施策に繋げているので、PDCAのサイクルにも当てはまると考えている。

委員 31ページの『1在宅医療・介護連携の推進』の【課題】に「地域における医療・介護関係者の連携を推進するためのしくみづくり及び人材育成を図る必要があります」とあるが、今まで行なってこなかったのか。

事務局 これまでも行なってきたが、今後もさらに各地域で行なっていくという意味。今までも医療と介護の関係者の連携を推進するために、川口市、蕨市及び戸田市の圏域で関係者を集めた多職種連携の会を行なってきたが、エリアが広いので、顔見知りになっても業務でつながることが難しかった。次期計画では、まずは川口市で行ない、さらに市内の各地域でも行なっていけるようにする。

委員 43ページの(2)の指標「老人クラブ活動参加人数」の実績数について、何の実績か。

事務局 実際に活動された人数ではなく、参加人数×回数の延べ数で記載している。今後の見込みも45万人を維持していきたい。

委員 1回あたりだと何人ぐらいの参加人数なのか。

事務局 様々な取り組みがあるので、1回あたりというデータは持ち合わせていない。老人クラブの活動の中でも、多数で行う活動または、友愛活動の一環である独居老人への声掛け活動のほか、集まって体操をするなどといった活動を含めた延べ人数である。

委員 現状のコロナ禍では行事ができないため、会員一人ひとりに少しの声かけであったり、気持ちばかりのお品をお渡しする活動を行っている。ほんの少しでも喜んでいただいている。高齢者も助け合いながら頑張っているのが現状である。

委員 計画書の中からは誰が行うものなのかがわかりづらい。災害対策や感染症対策に関しても、もっと踏み込んだ視点も必要だと思う。

委員 県内の施設でクラスターが発生しているが、高齢者施設では日頃から検温と消毒など職員の方々が神経をすり減らしながら徹底していて、なぜクラスターが発生したのかわからない。新聞報道では高齢者施設1,000か所のチェックを行っていくとあったが、今後どのような対策を徹底していくべきなのかをご教授いただきたい。

事務局 介護保険事業計画でいうと63ページの「②感染症対策」に付随するところである。行政がこれまで行ってきたことについては、マスクを200万枚以上、また消毒液を4,400リットル以上介護事業者に配布するなど施設で基本的な対策ができる支援を行ってきた。厚生労働省が掲げる感染予防対策の徹底を周知し、施設内でも対策をチェックしやすいようチェックシートを配布して取り組みを支援している。クラスターの発生をどう抑えるかについては、県の分析では職員の通勤などによって感染し、広がる可能性があるとしている。川口市ではクラスターが2か所施設で発生したことを受けて、職員の体調の変化などにも気を配り、より一層の対策の徹底に努めているところである。

委員 クラスターが発生すると、高齢者の命が心配なので、高齢者のPCR検査をお願いしたい。

事務局 高齢者のPCR検査について、施設に入所される方のうち、希望者に補助を検討しているところ。来年1月から実施できるよう進めている。

委員 ウイルスは外からくると考えているが、市はどのような対策をしているか。

事務局 うがい、手洗い、消毒、3密を避ける、といったことをご家族にもお願いするなど徹底している。施設では要介護の方が入所されている施設では、市からの要請で対面での面会はできないようにしている。基本的に室内に入らないようなことで感染を予防している。入所施設のみならず、通所や訪問サービス事業所に対し、啓発冊子として全ての事業所に向けて郵送している。

委員 職員には会食をしないことも併せて徹底していただきたい。また、どういった対策を講じるかなどを明記していただきたい。

事務局 計画は大綱を示すものであるため、実務的なことはその時の状況に合わせた政策を検討するものである。

委員 介護施設はかなりの緊張感の中、入所者の命を守るために尽力している。ウイルスは入っているものだと思って対策をとっているが、職員や業者等で1日100人以上が出入りしている。ウイルスが入ったときの対策を市に協力を要請しながらクラスターが起きないように徹底している。コロナウイルス以外の感染力の強いウイルスに対しても対策を行っている。無症状の方もいるので、初動、対策が遅れるのは防ぎようがない。

委員 量販店など店によって感染症対策が甘いと思うところがある。ぜひ統一した対策をお願いしたい。

事務局 保健部が所管の保健センターや経済部が所管なので、伝えていきたい。

委員 無症状は熱などもないことか。

委員 鼻づまりすらない状態。クラスターが起きている施設で検査したところ、ほとんどが症状が全くない状況であった。

委員 ダイヤモンドプリンセス号の話になるが、70歳以上でも70%が無症状であったという結果が出ている。このような結果から封じ込めは難しい。誰が感染しているかわからないうえで対策することが望ましい。

委員 53ページの成年後見人センターは市に何か所あり、利用率はどのぐらいか。

事務局 社会福祉協議会に委託しており、1か所である。利用状況は昨年度、ご家

族、地域包括支援センター、関係機関などから930件の相談があった。年々増加傾向にある。

委員 63ページ「市が発令する避難情報」とは何を指しているのか。

事務局 危機管理部の防災課から、台風時などに避難勧告や避難指示を状況に応じて出していることを示している。また自治会や民生委員に対して、災害時に支援を必要としている方の情報を本人が望んだ場合に提供し、避難行動や安否確認に活用している。

委員 防災無線は聞こえづらい。また避難所に入れなかった現状もあった。他に「支援プランの作成」とあるが、自治会への周知はしているのか。

事務局 名簿に登録した人の情報は、自治会等へ提供している。また自治会等を中心に支援マップや個別支援計画の作成依頼を防災課から行っている。

委員 防災課から自治会等へ周知しているのか。

事務局 自治会等へは、長寿支援課と防災課において、年1度名簿の交換に伺っており、その際をお願いしているものである。

委員 自治会等に周知しても地域に伝わっていないと感じることもあるため、工夫して貰えると嬉しい。横断的にお願いしたい。

委員 西地区は、防災への対策は行っている。各地区で一年に2回会議を開催し、取り組んでいる。防災課へは避難所で困ったことなどを伝えれば、対応していただいている。

委員 民生委員の立場から、通常なら6月から7月まで高齢者調査を行っていたが、10月11月にずれ込んでいる。要支援していただきたい人のリストを民生委員や自治会長がもって、このリストを生かして健康状態の把握などに努めている。独居や二人暮らしはコロナウイルスを気にされて外出を自粛されているが、対面で少しでも声かけすると喜ばれる。町会でも自治会でも避難方法については対策している。

議長 それでは、審議事項（1）「第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）について」は以上でよろしいか。

委員 異議なし。

「審議事項」

(2) 特別養護老人ホーム整備事業者の選定について

(3) 地域密着型サービス整備事業者の選定について

資料2、3に基づき、事務局より説明が行われた。

委員 資料2に関して土地が低い場所だと思われるが風水害など問題ないか。

事務局 川口ジャンクションの南南東に位置する建物であり、現在も特別養護老人ホームを運営しているため問題ないと考えている。

委員 変更前と変更後の図面を見ると談話コーナーから居室になっているが、この居室にはトイレはないのか。

事務局 談話コーナーを居室へ変更するものであり、2階と3階で4部屋ずつの計8床の増床になる。トイレに関しては図面にある各ユニットごとに配置されている。

委員 他の居室にはトイレがあるのになぜその居室にはトイレが無いのか。

事務局 必ずしも居室内にトイレが無ければ居室として認められないというわけではない。

委員 この新しい居室の人はどこのトイレを使うのか。

事務局 ユニットごとにトイレが設置されているので、各ユニット内にあるトイレを利用する。

委員 他の居室の方と同じように設置されていないがどうなのか。

事務局 各特別養護老人ホームを運営されている法人の考え方などもあるため、このような設計となっている。特別養護老人ホームとして運営する上で検討された結果、このような配置となっている。

議長 特別養護老人ホームを創設する際には建築設計士が携わり、施設の施設長の考え方なども考慮された結果このようになっている。法令上の基準を順守したうえで設計されているということである。その見解でよろしいか。

事務局 そのとおりである。

委員 そうであっても行政から指導すべきではないのか。

議長 行政が指導するのは法令に合致しているかどうかの範囲内であると認識している。

事務局 そのとおりである。

特別養護老人ホームの設立や増床をする際には、厚生労働省のほうで最低限満たさなくてはいけない基準が省令で定められている。この施設についてはその基準に合致しているうえで、居室についてどのように設計するかどうかは、法人の経営の考え方に基づいて行っている。先ほど議長からはその法令についての考え方を補足いただいた。

委員 増床の居室に入る方に対して、他の居室と比べて公平性が無いのではないか。

事務局 他の特別養護老人ホームを含め、多床室やユニット型など様々なユニット形態がある。居室ごとにトイレがなければいけないという基準になってはいない。ユニットごとにトイレがあるので入居者にとって不便があるというものではない。

委員 施設長の意見も入っているということであるので、恐らくトイレがない居室へ入居される方はトイレを必要としない、寝たきりでおむつをしている方などのための居室なのではないか。

委員 そういうことであれば理解できる。

もう一つの審議事項の資料3、118ページについて定員は何人いるのか。

事務局 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は他の介護サービスと異なり、定員という概念のないサービスである。事業所へ利用の登録をしていただき定期的に訪問に行くサービスである。事業所において何名かというものはないが、法人から聞いているのは当初10名程度の利用者で開始していきたいと聞いている。

委員 建築基準法には従業員数に対して基準が定められている。部屋のスペースが足りていないように感じるが如何か。

事務局 申請を受けて図面等を確認し、建築基準法や消防法など遵守しているのかという点についても法人然り、建築関係や消防関係にも許可を得て問題がないということが前提で提出されている。

議長 それでは、審議事項の(2)「特別養護老人ホーム整備事業者の選定について」と(3)「地域密着型サービス整備事業者の選定について」は、以上でよろしいか。

各委員 異議なし。

「その他」

事務局 次回の開催は、2月中旬を予定している。開催通知については改めて送付をする。

議 長 令和2年度第4回川口市介護保険運営協議会を終了する。

(会議終了 午後3時35分)